

第4次 島田市男女共同参画行動計画体系図

【参考：第3次行動計画体系図】

区分	基本的施策／施策の方向性	第3次
I. 男女共同参画社会 の実現に向けた 基盤の整備	《基本的施策 1》男女共同参画社会の実現に向けた意識改革の推進 施策の方向性(1) 男女共同参画に関する調査及び情報の収集・提供 施策の方向性(2) 男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の展開 施策の方向性(3) 男性にとつての男女共同参画の理解の促進 施策の方向性(4) 国際的な動向を踏まえた男女共同参画の推進 【基本的施策の概要】男女共同参画の啓発全般。性別役割分担意識を取り除くための取り組み。無意識の思い込み(アンコンシャスバイアス)への対応等。	施策8
	《基本的施策 2》男女の人権を尊重する教育の充実と健康支援 施策の方向性(1) 教育現場における男女の人権を尊重する教育や学習の充実 施策の方向性(2) 家庭、地域、職場における男女平等の啓発・学習機会の提供 施策の方向性(3) ライフステージに応じた健康支援 施策の方向性(4) 性と生殖に関する知識の普及及び情報提供 【基本的施策の概要】学校などにおける男女平等への意識や、人権意識の学習について。また性別に寄らず、また性別特有の健康支援や、性と生殖に係る啓発・情報提供について。	施策5・9
II. 安全・安心な暮らし の実現	《基本的施策 3》ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶・被害者支援【DV防止対策基本計画】 施策の方向性(1) ジェンダーに基づくあらゆる暴力根絶へ向けた啓発、教育の充実 施策の方向性(2) 相談体制の充実 施策の方向性(3) 被害者の安全保護と自立支援 【基本的施策の概要】女性に対する暴力をはじめとするジェンダーに基づく問題によるあらゆる暴力、DVに関する啓発、相談業務について。また相談後の安全確保や自立支援について。	施策6
	《基本的施策 4》生活に困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備 施策の方向性(1) ひとり親家庭等への支援 施策の方向性(2) 高齢、障害等により困難を抱える人が安心して暮らせるための支援 【基本的施策の概要】ひとり親家庭、高齢、障害等、さまざまな困難を抱える人々への生活支援について。	施策7
	《基本的施策 5》個性を尊重し多様性を持って共存できる環境の整備 施策の方向性(1) 多様な性のあり方を前提とした環境整備、性の多様性に関する理解促進 施策の方向性(2) 国際交流等を通しての多様な価値観の理解促進 【基本的施策の概要】性の多様性に関する意識啓発、パートナーシップ制度等の普及、啓発、より一層の推進等	新規
III. 誰もが働きやすく 活躍できる環境の 整備	《基本的施策 6》ワーク・ライフ・バランスの推進【女性活躍推進計画】 施策の方向性(1) 男女がともに働きながら子育てできる体制、支援策の充実 施策の方向性(2) 家事、子育て、介護など家庭生活への男性の参画促進 施策の方向性(3) 長時間労働の削減等働き方改革の推進 【基本的施策の概要】男女問わず働きながら子育てをできる体制のための支援。また、男性のケアワークの推進。	施策1
	《基本的施策 7》就労場における女性の活躍推進【女性活躍推進計画】 施策の方向性(1) 長時間労働の削減等働き方改革の推進 施策の方向性(2) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保対策の推進 施策の方向性(3) 女性の就労支援や起業支援 施策の方向性(4) セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進 【基本的施策の概要】女性が就労場で能力を適切に発揮できるような労働環境の整備。	施策1、2
IV. 誰もがあらゆる分野 へ参画できる社会 づくり	《基本的施策 8》地域における男女共同参画の推進 施策の方向性(1) 地域活動における男女共同参画の推進 施策の方向性(2) 男女共同参画の視点を持った防災活動の推進 【基本的施策の概要】自治会、防災分野等の地域活動における男女共同参画の推進。	施策4
	《基本的施策 9》政策・方針決定過程への女性の参画拡大【女性活躍推進計画】 施策の方向性(1) 市政、審議会等への女性の積極的登用 施策の方向性(2) 職場における女性の積極的登用 施策の方向性(3) 地域や各種団体における女性の参画促進 施策の方向性(4) 女性の人材育成 【基本的施策の概要】審議会等や職場、地域団体等で政策方針決定に関わる役職(会長等役員)における女性登用の推進。	施策3

区分	基本的施策／施策の方向性
I. あらゆる分野に おける女性の 活躍推進 【島田市女性活躍推 進計画】	《基本的施策 1》ワーク・ライフ・バランスの推進 施策の方向性(1) 長時間労働の削減等働き方改革の推進 施策の方向性(2) 男女がともに働きながら子育てできる体制、支援策の充実 施策の方向性(3) 家事、子育て、介護など家庭生活への男性の参画促進
	《基本的施策 2》就労場における女性の活躍推進 施策の方向性(1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保対策の推進 施策の方向性(2) 女性の就労支援や起業支援 施策の方向性(3) セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進
	《基本的施策 3》政策・方針決定過程への女性の参画拡大 施策の方向性(1) 市政、審議会等への女性の積極的登用 施策の方向性(2) 職場における女性の積極的登用 施策の方向性(3) 地域や各種団体における女性の参画促進 施策の方向性(4) 女性の人材育成
II. 安全・安心な 暮らしの実現	《基本的施策 4》地域における男女共同参画の推進 施策の方向性(1) 地域活動における男女共同参画の推進 施策の方向性(2) 男女共同参画の視点を持った防災活動の推進
	《基本的施策 5》生涯を通じた男女の健康支援 施策の方向性(1) ライフステージに応じた健康支援 施策の方向性(2) 性と生殖に関する知識の普及及び情報提供
III. 男女共同参画社会 の実現に向けた 環境の整備	《基本的施策 6》女性に対する暴力の根絶【DV防止対策基本計画】 施策の方向性(1) 女性に対する暴力根絶へ向けた啓発、教育の充実、防止対策の推進 施策の方向性(2) 相談体制の充実 施策の方向性(3) 被害者の安全保護と自立支援
	《基本的施策 7》生活に困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備 施策の方向性(1) ひとり親家庭等への支援 施策の方向性(2) 高齢、障害等により困難を抱える人が安心して暮らせるための支援
	《基本的施策 8》男女共同参画社会の実現に向けた意識改革の推進 施策の方向性(1) 男女共同参画に関する調査及び情報の収集・提供 施策の方向性(2) 男女共同参画社会の実現に向けた行政施策の展開 施策の方向性(3) 男性にとつての男女共同参画の理解の促進
	《基本的施策 9》男女の人権を尊重する教育や学習の充実 施策の方向性(1) 教育現場における男女の人権を尊重する教育や学習の充実 施策の方向性(2) 家庭、地域、職場における男女平等の啓発・学習機会の提供
	《基本的施策 10》男女共同参画に関する国際的な協調 施策の方向性(1) 国際的な動向を踏まえた男女共同参画の推進 施策の方向性(2) 国際交流等を通しての多様な価値観の理解促進

【第3次行動計画からの主な変更箇所】

・基本的施策の順番は、県の第3次男女共同参画基本計画にならい、作成。区分の序列を以下のとおり4つに再編成(第3次行動計画は3つ)。

- I. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備(基本的施策1~2)
- II. 安全・安心な暮らしの実現(基本的施策3~5)
- III. 誰もが働きやすく活躍できる環境の整備(基本的施策6~7)
- IV. 誰もがあらゆる分野へ参画できる社会づくり(基本的施策8~9)

・基本的施策5「個性を尊重し多様性を持って共存できる環境の整備」の追加。

・第3次における基本的施策5(生涯を通じた男女の健康支援)と9(男女の人権を尊重する教育や学習の充実)を統合し、基本的施策2(男女の人権を尊重する教育の充実と健康支援)とした。

・基本的施策10「男女共同参画に関する国際的な協調」を分解し、施策の方向性の各項目は、基本的施策1と基本的施策5に統合。  
※1(4)国際的な動向を踏まえた男女共同参画の推進、5(2)国際交流等を通しての多様な価値観の理解促進にそれぞれ割り当てた。

・女性活躍推進計画は、基本的施策6・7・9にそれぞれ分割。

・基本的施策3をDV防止対策基本計画として位置づけ(現行計画の施策6と同様)。また、名称を「ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶・被害者支援」へと変更。

# 【第4次男女共同参画行動計画 概念図】

(R5.3時点)

